

林業後継者育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、林業後継者育成事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、林業後継者を育成し、確保するために必要な補助金を交付することにより、その資質の向上と林業経営に対する意欲の喚起を図り、もって本市林業の振興に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取県林業後継者育成事業費補助金交付要綱（平成11年9月1日付け林第299号鳥取県農林水産部長通知）に基づいて行う事業のうち別表の第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う林業研究グループとする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象事業に要する別表第3欄に掲げる経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）以下とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請等)

第6条 規則第4条の交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

- 2 交付申請にあたり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む別表第3欄に記載された額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。
- 3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、

変更後の額とする。以下「交付決定額」という。) から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の20%を超える減額

(実績報告の時期等)

第8条 規則第12条の規定による報告は、補助対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から10日を経過する日又は本補助金の交付決定のあった年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者(以下「交付事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月27日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月28日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第5条関係）

1 補助事業	2 事業内容	3 補助対象経費	4 補助率等
地域学習・調査 研究活動事業	<p>(1) 森林・林業等に関わる地域学習会や講習会等の開催</p> <p>(2) 地域の森林資源及び林業経営等の調査研究（調査研究した内容及び分析結果等については、記録書を作成し、保管すること）</p>	<p>賃金（機械作業路作設を含む）、謝金、旅費（講師、委員、指導者、調査、学習）、消耗品費、燃料費、食糧費（会議等の茶菓子代に限る）、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料（機械、バス、施設、資機材等）、備品購入費（木材生産、木材加工、特用林産物生産、加工等に必要な機材、簡易な作業小屋を含む）</p>	2 / 3

様式第1号（第6条、第8条関係）

年度鳥取市林業後継者育成事業計画（報告）書

1 事業計画（報告）

事業実施主体名	
代表者名	
事業の目的	
事業内容	
事業実施場所	

2 他の補助金の活用の有無（有・無）

注）1 他の補助金の活用について、「有」「無」のいずれかに○を記載すること。

2 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体及び連絡先）を以下に記載すること。

活用する補助金	
事業内容	
当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名・団体名及び連絡先）	

3 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

注）消費税の取り扱いについて、「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」のいずれかに○を記載すること。

4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

様式第2号（第6条、第8条関係）

年度鳥取市林業後継者育成事業収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

区 分		本年度予算額	本年度決算額	差引増減額	備考
事業費	市補助金				
	その他				
合計					

※他の補助金を活用している場合は、備考欄に具体的に記入すること。

2 支出

（単位：円）

区 分	本年度予算額	本年度決算額	差引増減額	備考
合計				

注) 「区分」欄には、補助対象経費費目を記載する。

様式第3号（第8条関係）

仕入控除税額確定報告書

年 月 日

鳥取市長 様

住 所
氏 名 印

〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇号により交付決定通知があった鳥取市森林整備地域活動支援交付金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額（ 年 月 日付第号による額の確定通知額）

金 円
- 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定交付控除税額）

金 円
- 3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額

金 円
- 4 要補助金返還相当額（3－2）×補助金の確定額／当該確定額に係る補助対象経費の額

金 円

※積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。